

5 人材の確保と業務の効率化

地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要です。

県は、次の項目により、人材の確保と業務の効率化に向けた取組みを進めていきます。

- (1) 介護人材の確保
- (2) 医療人材の確保
- (3) ロボット・ICT導入の推進

(1) 介護人材の確保

① 介護職員

介護を必要とする高齢者等に対し、食事、入浴、排泄等の生活支援サービスを行います。介護施設や通所介護、訪問介護等、活動の場は多岐に渡ります。いずれの場所においても、介護を必要としている高齢者一人ひとりに対し、人間の尊厳を重視し、残された生活能力が最後まで生かされ、かつ充実した毎日を過ごすことが出来るよう自立を支援することが求められます。

現 状

- 入所系、訪問系、通所系を合わせて約2万人の介護職員が県内の介護施設や事業所に勤務していると推計されています。

■ 介護職員数(調査の回収率等を踏まえて、国において補正を行った推計値) (単位：人)

	入所系	訪問系	通所系	合計
2016(H28)年	10,688	3,529	6,161	20,378
2017(H29)年	10,924	3,506	6,280	20,710
2018(H30)年	10,989	3,474	6,397	20,861
2019(R1)年	10,954	3,468	6,427	20,849

資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

- 2014(H26)年3月に策定した「山形県介護職員サポートプログラム」に掲げる①理解促進、②育成確保、③定着・離職防止、④介護技術・資質向上、⑤雇用環境の改善の5つを施策の柱とし、関係機関、団体等と連携・協働し、総合的かつ一体的な介護職員支援策を展開しています。
- 介護職員の処遇を改善するために、2009(H21)年10月から介護職員処遇改善交付金が交付されました。その後、2012(H24)年度の介護報酬改定において介護職員処遇改善加算が創設され、2017(H29)年度は臨時的介護報酬改定が行われ、月額1万円相当の賃金の改善となるよう新たなキャリアアップの仕組みが構築されました。
- 2019(R1)年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定で、リーダー級の介護職員については他産業と遜色ない賃金水準とすることを目指し、介護職員等特定処遇改善加算が導入されました。

課 題

- 介護職員数は、2023(R5)年の推計で1,825人の需給ギャップが、2025(R7)年の推計で3,270人、2040(R22)年の推計で7,271人の需給ギャップが見込まれ、少子高齢化と介護サービスの量的拡大により、必要となる人材数が不足することが想定されます。
- 介護職員の離職率は年々低下傾向にあります。

- 賃金水準は、他の産業より低い傾向にあります。全国の全産業平均は307.7千円で、福祉施設介護職員は全国で229.7千円、山形県194.9千円、訪問介護員は全国で226.8千円、山形県で212.9千円（2019(R1)年賃金構造基本統計調査より）となっています。
- 介護職員については、賃金水準が低く厳しい労働環境にあるなどのネガティブなイメージがあり、参入の妨げになっているとの指摘があります。
- 介護福祉士養成校は本県内に7校（短期大学2校、専門学校3校、県立高校2校）あり、定員充足率の合計は47.1%（2019(R1)年度）となっています。なお、入学者数の減少により、養成学校7校のうち1校が休校しています。
- 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化への対応ができるよう資質の高い介護福祉士を育成する必要があります。

■ 本県における介護職員の需給推計 (単位：人)

	需要推計 ¹ (A)	供給推計 ² (B)	需給差(不足数) (B)-(A)
2023(R5)年	22,372	20,547	△1,825
2025(R7)年	23,532	20,262	△3,270
2040(R22)年	24,180	16,909	△7,271

¹ 利用者100人あたりの介護職員数の見込み、各市町村のサービス利用者の見込みを基に推計

² 離職率、介護分野への再就職率、入職者数それぞれの見込みを基に推計

深化・推進のポイント

■ 山形県介護職員サポートプログラムの着実な推進

施策の推進方向

- 県は、「山形県介護職員サポートプログラム」に掲げる①理解促進、②育成確保、③定着・離職防止、④介護技術・資質向上、⑤雇用環境の改善の5つを施策の柱とし、専門職団体、施設団体、福祉関係団体、介護福祉士養成機関、行政機関等の関係機関、団体等と連携・協働により総合的かつ一体的な取組みの充実を図ります。
- 県は、介護職員が誇りを持って介護業務に携わることができるように、市町村及び関係団体と連携して、介護職員の魅力を発信する「KAiGO PRiDEプロジェクト」を推進します。
- 県は、将来の担い手である小中学生から就職先の1つとして介護職を選択してもらえるよう、若年層だけでなく、その保護者や教員等に対して介護の仕事の魅力を伝え、介護職に対する理解の促進を図る市町村及び民間団体を支援します。
- 県は、山形県社会福祉協議会と連携し、県内での就労を希望している県内の介護福祉士養成施設等の在学者に対し介護福祉士修学資金を、福祉系高校の在学者に対し福祉系高校修学資金を貸し付けます。また、一時的に離職した元介護職員への再就職準備金や、他業種で働いていた方が介護職員になる際の就職支援金を貸し付けます。

- 県は、介護職員が気軽に相談できる窓口を設置し、離職防止を図ります。
- 県は、高齢者等の介護の経験がない方や、高校生、高等学校の教員等を対象に「介護の入門的研修」を開催し、介護人材のすそ野拡大を図ります。
- 県は、処遇改善加算の取得を促進するため、制度の説明会を開催するとともに、社会保険労務士や経営コンサルタント等が介護事業所に対して直接助言をする、専門家派遣事業を実施します。
- 県は、県内の介護施設に勤務する外国人介護職員に対して、日本語や介護技術の学習を支援するため集合研修等を実施するほか、外国人介護人材の候補者と県内介護施設のマッチングを支援します。また、外国人介護人材の生活支援、学習支援を行う介護施設の取組みを支援します。
- 県は、キャリアパスの構築、給与体系・昇給基準の整備、勤務環境の改善などに取り組む介護事業者を認証評価するとともに、ICT活用による業務負担軽減や利用者の自立支援等に取り組む県内トップクラスの介護施設や事業所を評価する表彰事業を実施します。
- 民間資格である「認定介護福祉士」については、介護のキャリアパスにおける最上位資格として、介護職員の働く意欲の向上に繋がることが期待されることから、県は、関係団体との連携により導入促進について検討してまいります。

評価目標

評価目標項目	現状 2018 (H30) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
介護職員数	20,861人	22,372人	23,532人

② 介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護支援専門員(ケアマネジャー)は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有し、介護サービス計画の作成等を行う専門職です。

2006(H18)年度から、実務に従事している介護支援専門員については、定期的に専門的知識及び技術の向上を図るとともに、専門職としての能力の保持状況等を確認するために、資格の更新制(5年)が導入され、「更新研修」が義務付けられています。

また、主任介護支援専門員は介護支援専門員の指導・助言を行い、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割を担っています。

現 状

- 山形県に登録されている介護支援専門員は、2020(R2)年11月1日現在で7,161人です。そのうち業務に従事している介護支援専門員は約2,182人と推計されています。
- 県は、国のガイドラインに則り、実務従事者のための「専門研修課程Ⅰ」「専門研修課程Ⅱ」「更新研修」のほか、一定期間実務に従事していない人の職場復帰に必要な「再研修」を実施してい

ます。

- 2016 (H28)年度からは、主任介護支援専門員の資格においても5年毎の更新制が始まり、「主任介護支援専門員更新研修」を実施しています。
- 県では、全ての研修において修了評価を行い、受講生の理解度を把握することで、研修の有効性、適切性を計る新たな体制づくりを目指しています。
- また、関係機関及び有識者による介護支援専門員研修向上会議を立ち上げ、介護支援専門員の法定研修の実施状況について検証を行う場を設け、研修の質の向上を図っています。

課題

- 地域包括ケアシステムの深化・推進において、その中核的な役割を担う介護支援専門員は、介護保険の理念である自立支援の立場から、要介護者等が有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、法定研修や自己研鑽の機会を通じて支援の専門性を更に高めていくことが求められます。
- 主任介護支援専門員は、介護支援専門員への助言指導や、地域ケア会議への参加等を通じた地域課題の抽出など、人材育成と地域づくりへの積極的な参画が期待されています。
- 地域における高齢者の多様化が進む中で、多職種の連携が重要であり、特に、今後ますます医療ニーズが増大することが見込まれます。本県の介護支援専門員は、基礎資格として福祉系資格所持者が大部分を占めており、医療職との連携に必要な知識と視点を習得し、適切なケアマネジメントを実施することが重要です。
- また、高齢者の在宅生活を支えるためには、家族支援の視点が不可欠であり、介護者の生活を理解し、支援するための知識の習得が求められています。
- 2018 (H30)年度から、介護支援専門員実務研修受講試験の受講要件が国家資格所有者等に限定されたため、新たな資格取得者が減少しています。また、介護保険制度開始時の資格取得者が定年退職を迎える時期にきています。県内事業所等における介護支援専門員の就業の推移を見守っていくとともに、実務に従事している者や職場復帰を考えている方々が必要な研修を漏れなく受講し、資格管理ができるよう整備していく必要があります。
- 公正中立なケアマネジメントの確保や、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組みを一層進めるため法定研修の充実を図っていく必要があります。

深化・推進のポイント

- 介護支援専門員・主任介護支援専門員の資質向上

施策の推進方向

- 県は、介護支援専門員の資質向上に繋がる法定研修を実施するために、介護支援専門員研修向上会議における検証結果をもとに、研修内容の改善を図ります。さらに、ICT等を活用した受講環境整備など、受講生の負担軽減にも配慮した研修体制を構築していきます。

- 県は、主任介護支援専門員におけるより質の高いケアマネジメントの実践のため、保健・医療・福祉サービスの連携の実践、介護支援専門員に対する助言指導のための知識及び技術の習得を促します。
- 県は、介護支援専門員に広く多職種連携の視点と医療的知識の習得を促し、在宅における介護と医療の連携を進めます。
- 県は、悩みを抱える介護者が、身近な介護支援専門員への相談によって介護離職の抑止につながるよう、介護保険以外の法制度や社会資源の知識を得る機会を法定研修に盛り込んでいきます。
- 県は、複雑な介護支援専門員の研修制度について、各自が資格管理できるよう県のホームページ等で情報提供します。

■ 介護支援専門員の養成者数（実務研修修了者数は各年度の修了者数） （単位：人）

	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)
受験者数	1,880	1,658	1,352	1,033	990	1,135	1,260	1,449	1,540	1,520	1,411	1,427
合格者数	900	755	502	375	286	332	363	313	290	316	286	282
実務研修修了者数	890	755	507	370	289	327	358	311	293	311	285	286

	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019※ (R1)	合計
受験者数	1,587	1,707	1,719	1,723	2,035	1,744	1,688	1,756	729	678	32,021
合格者数	297	202	283	253	344	205	178	307	47	84	7,200
実務研修修了者数	297	207	280	254	343	209	176	294	55	83	7,180

※ 2019(R1)年は、2020(R2)年3月実施の再試験の受験者数、合格者数を含む

資料：県長寿社会政策課

③ 福祉人材センター

現 状

- 県が、県社会福祉協議会に委託して設置している山形県福祉人材センターでは、社会福祉事業従事者に対する階層別・課題別研修（新任職員研修、施設職員研修、地域福祉活動者研修、専門研修）を実施しています。
- また、求人求職情報サイト「福祉のお仕事」を活用して、パソコンでの情報提供や求人情報ニュースを発行しながら、無料で職業紹介を行っています。
- 福祉人材緊急確保事業として、福祉人材センターに「キャリア支援専門員」を配置し、個々の求職者に合わせた職場の開拓や、施設・事業所に対して勤務環境等についての指導・助言を行っています。
- また、離職した介護福祉士等の届出制度について、登録の呼びかけや研修を行っています。

■ 福祉人材センターへの求人者数・求職者数等の推移（各年度末）

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
新規求人数	3,365 人	3,675 人	3,731 人	5,052 人	6,331 人
新規求職者数	691 人	819 人	811 人	708 人	795 人
紹介状発行件数	134 件	122 件	212 件	207 件	234 件
うち就職件数	110 件	115 件	192 件	152 件	175 件
求人相談件数	2,892 件	2,639 件	2,493 件	3,088 件	4,172 件
求職相談件数	3,432 件	3,545 件	4,043 件	4,381 件	5,524 件

資料：県地域福祉推進課

課 題

- 多様化・複雑化する福祉分野における研修ニーズに対応するため、効果的な研修の内容、方法及びあり方について検討を行う必要があります。
- 求人数が大きく増加するなか、求職者数は増加しておらず、人手不足の状況が継続しており、求職者のニーズ（日勤やパートタイムといった働き方等）が多様化しています。
- また、専門職種に求人が集中する傾向があることから、専門職種の資格取得の支援を行い、専門資格を有する求職者を確保することが必要です。さらに、福祉人材の定着を図るため、就職後のキャリアアップと離職者の円滑な再就業のための取組みが必要です。

深化・推進のポイント

- 離職した介護福祉士等の就労支援の充実

施策の推進方向

- 研修については、県や県社会福祉協議会、福祉団体等主催者が多様であることから、県は、各団体と調整を図りながら、効果的、効率的な研修を実施します。
- 県は、求人求職情報サイト「福祉のお仕事」を活用して、求職者が具体的な就労に繋がる就職斡旋を行うとともに、有資格者のマッチングを推進します。
- 県は、福祉人材センターに配置されているキャリア専門員のハローワーク訪問、福祉関係の事業所への就職を希望する方に対して相談を受ける巡回相談を実施するとともに、施設見学会や面接会により各人に合わせた丁寧なマッチングを行います。
- 県は、キャリアアップ特別相談員による福祉、介護事業所での職場内研修を実施するとともに、離職した介護福祉士等の届出制度を推進し、福祉分野への人材の定着を図ります。

施策の推進方向

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
福祉人材センターの紹介状を通じた就職件数 (累計: 2015 (H27) ~)	744人	1,030人	1,260人

(2) 医療人材の確保

① 在宅医療を提供する医師

現 状

- 県は市町村、医師会など関係機関とともに、医師など医療関係者における在宅医療への理解を深める機会を設けるなどにより、在宅医療を推進しています。
- 訪問診療を実施している医療機関は、2017 (H29) 年時点で全病院69のうち23か所(33.3%)、全診療所926のうち211か所(22.8%)となっています。

■ 訪問診療を実施している医療機関等の状況

	村山	最上	置賜	庄内	計
病院数 (A)	33	5	15	16	69
うち訪問診療を行う病院 (B)	7	3	7	6	23
割合 (B/A)	21.2%	60.0%	46.7%	37.5%	33.3%
診療所数 (A)	492	51	153	230	926
うち訪問診療を行う診療所 (B)	102	10	34	65	211
割合 (B/A)	20.7%	19.6%	22.2%	28.3%	22.8%

資料：厚生労働省「医療施設調査」(2017 (H29))

- 県が県医師会とともに県内全医療機関を対象に実施した在宅医療実態調査(2017 (H29) 年度)では、訪問診療や往診に取り組んでいると回答のあった364医療機関のうち、24時間で対応しているのは46%にあたる168医療機関となっています。

課 題

- 2016 (H28) 年 9 月に策定した山形県地域医療構想では2025 (R7) 年度まで訪問診療など在宅医療等需要の増加が見込まれており、訪問診療など在宅医療に取り組む医師の確保が必要です。また、患者と家族が安心して療養生活を送ることができるよう、取り組む医師の負担の軽減を図るなどにより、24時間対応可能な医療機関の確保が必要です。
- 2020 (R2) 年 7 月に策定した山形県外来医療計画では、全ての二次保健医療圏において、地域で不足する外来医療機能として在宅医療を挙げています。

深化・推進のポイント

- 需要増に対応するための医師の確保

施策の推進方向

- 県は関係機関とともに、在宅医療に取り組む医師など医療関係者の確保を進めるとともに、関係機関による医師を中心とした多職種連携体制の構築などに対する支援を行い、在宅医療提供体制の充実・強化を図ります。

評価目標

評価目標項目	現状 2017 (H29) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
訪問診療の実施件数 (訪問診療を受けている患者数)	8,893件/月	9,671件/月	9,931件/月

② 在宅歯科医師・歯科衛生士

現 状

- 厚生労働省医療介護総合確保促進会議の資料によると、調査した要介護者の約9割が歯科治療または専門的な口腔ケアが必要であるのに対し、実際に歯科受診した要介護者はそのうちの約27%しかいないと報告されています。
- 在宅等における療養を歯科医療面から支援する在宅療養支援歯科診療所の届出数は、2012 (H24) 年から概ね増加傾向にあり、2017 (H29) 年では全国で9,763施設の歯科診療所が届出をしていますが、その届出数は全歯科診療所の約14%にとどまっています。
- 2019 (R1) 年度時点の県内の全歯科診療所483か所のうち、在宅療養支援歯科診療所数は141か所となっています。
- 県は、在宅歯科医療を推進するため、県内の歯科医師等を対象とし、必要な知識と技術を取得するための講習会を開催するとともに、在宅歯科診療を始める歯科診療所に対して必要な設備に対する支援を行っています。
- 県は、出産や育児等で離職した歯科衛生士等を対象とした復職に向けた研修会を実施し、在宅における適切な口腔ケアを実施できる歯科衛生士の養成を行っています。
- 県は、市町村が実施する自立支援型地域ケア会議に歯科衛生士等を派遣し、高齢者の生活の質の向上に資する助言を行っています。

課 題

- 今後増加が見込まれる在宅療養生活を送る高齢者に対応できる訪問歯科診療の量的確保及び医科や介護等とのなお一層の連携強化が必要です。
- 市町村の地域ケア会議への参加など、歯科衛生士の活躍の場は広がっていますが、結婚や子育てなどで離職する方が多く、一度離職すると復帰が難しくなるケースもあります。

深化・推進のポイント

- 在宅療養生活を送る高齢者を支える在宅療養歯科診療所の創出及び連携強化

施策の推進方向

- 県は、関係団体との連携のもと、県内の歯科医師等を対象とした講習会を開催するなど、在宅歯科診療に必要な知識と技術の習得を支援するとともに、関係団体との連携強化に取り組みます。
- 県は、在宅歯科診療を始めるために必要な医療機器設備投資に対する支援を行い、在宅療養支援歯科診療所数の増加を図ります。
- 県は、離職した歯科衛生士が復帰しやすい環境整備に努めるとともに、在宅における適切な口腔ケアが実施できる歯科衛生士の支援を行います。

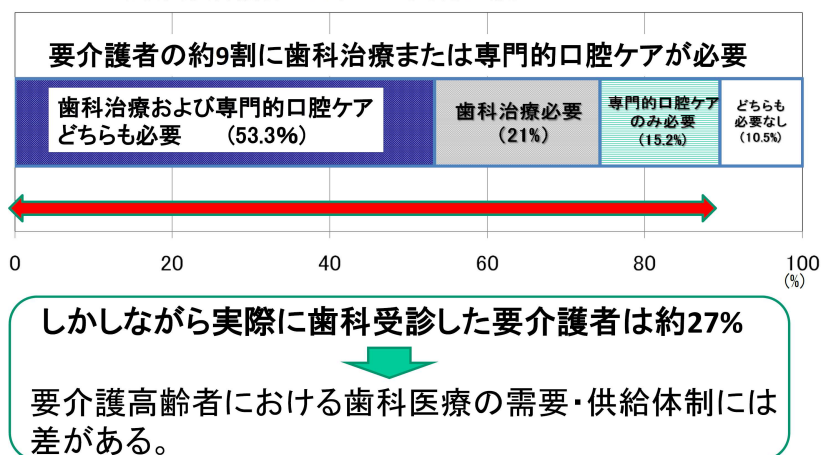
評価目標

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
在宅療養支援歯科診療所の数	141か所	160か所	160か所

要介護者の口腔状態と歯科治療の必要性

平成26年9月8日
第3回医療介護総合
確保促進会議
和田委員提出資料

厚生労働科学研究費補助金(長寿科学総合研究事業)2002
(対象:要介護者 368名 平均年齢81歳)



出典：厚生労働省 第3回医療介護総合確保促進会議資料（平成26年9月8日）

③ 看護師・訪問看護師

現状

- 医療技術の高度化、医療ニーズの多様化や医療安全対策の強化など病院医療を取り巻く環境の変化や、後期高齢者の増加に対応するための在宅での医療提供体制の強化を図るため、看護職員に対する期待は高まっています。

- 県内の保健師、助産師、看護師等看護職員の就業者数（常勤換算数）は、2018(H30)年末時点で14,452人（保健師581.6人、助産師336.3人、看護師11,042.6人、准看護師2,491.4人）となっています（厚生労働省「衛生行政報告例」）。
- 訪問看護ステーションにおける人口10万人当たりの看護職員数（実人数）は、全国平均を下回っています。

■ 訪問看護ステーションに勤務する看護職員数（実人員） (人)

	山形県	全国
看護師	329	52,015
准看護師	37	5,066
合計	366	57,081
人口10万人当たりの人数	33.6	45.1

出典：厚生労働省「衛生行政報告例（2018(H30)）」

- 県内の社会福祉施設や介護保険施設に勤務する看護師は1,628人となっています。
- 県は、2012(H24)年3月に「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」を策定し、山形県看護協会など関係機関と連携しながら、各ライフステージに応じた看護師等確保対策を総合的に推進してきました。2019(R1)年度には、プログラムの改訂を行い、さらなる取組みの強化を進めています。
- 県は、「看護師等職場説明会」などを関係機関と連携して開催し、看護学生等に対し訪問看護サービスの紹介を行い、訪問看護師に関する理解を深める取組みを実施しています。
- 県は、訪問看護師の担い手創出を目的とした病棟看護師による訪問看護ステーションでの研修事業を支援しています。
- 山形県ナースセンターは、看護師等の無料職業紹介事業や、看護に関する啓発事業等を実施しています。

課題

- 2020(R2)年に行った看護職員需給推計において、2025(R7)年時点で看護職員が644人不足する見込みとなり、看護職員の需給ギャップ解消に向けて、看護師等確保対策の一層の推進が必要となります。
- 今後、在宅において医療依存度の高い要介護者が増加することが見込まれることから、訪問看護サービスを提供する訪問看護師の確保を図る必要があります。
- 高齢化・医療ニーズの多様化への対応のため、専門性の高い知識・技術を備えた看護職員の育成及び活用が課題となっています。

深化・推進のポイント

■ 看護師・訪問看護師の創出と資質向上

施策の推進方向

- 県及び関係機関は、「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」を中心に、4つの取組みの視点（「学生の確保定着」「キャリアアップ」「離職防止」「再就業促進」）による施策を展開します。
- 県は、関係機関と連携し、将来看護職員を目指す学生を増やすため、看護師等体験セミナーや進路説明会などを開催し、看護職の魅力を発信するとともに、看護師職場説明会などの開催により、看護職員の県内就業の働きかけを実施します。
- 県は、訪問看護師のスキルアップを目的とした研修会の開催を支援し、訪問看護の質の向上を図ります。
- 県は、訪問看護に関心のある病院看護師や潜在看護師等を対象とした事業所での体験型研修を支援し、訪問看護師の担い手創出を図ります。
- 県は、特定行為研修制度¹等の普及促進を図り、在宅看護等の分野において水準の高い看護技術を提供できる看護師の育成及び活用を促進します。
- 県は、看護職員の資質向上に向けた能力開発研修等を開催し、キャリアアップによりモチベーションの向上を図ることで、離職防止に繋がります。
- 県及び山形県ナースセンターは、ハローワークと連携しながら、看護師等免許保持者の届出制度を活用し、就業情報の提供や相談、就業あっせん及び復職に向けた研修等の充実を図ります。
- 県は、介護保険施設や介護サービス事業所の看護職員を確保するため、地域包括ケアシステムにおける看護業務の魅力の発信等を行ってまいります。

④ リハビリテーション専門職

現 状

- 病院に勤務するリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）は、常勤換算で理学療法士は611.1人、作業療法士は489.3人、言語聴覚士は131.5人となっています。

	村山	最上	置賜	庄内	計
理学療法士	287.1	32	100	192	611.1
作業療法士	258.9	20	77.3	133.1	489.3
言語聴覚士	67.5	7	21	36	131.5
計	613.5	59	198.3	361.1	1,231.9

資料：厚生労働省「医療施設調査2017(H29)」

¹ 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づき、2015(H27)年10月に「特定行為に係る看護師の研修制度」を施行。医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の行為(特定行為:21区分38行為)を行える看護師を養成。

- 2018(H30)年度の「介護サービス施設・事業所調査」によると、介護保険の施設、事業所に勤務しているリハビリテーション専門職（常勤換算数）は、県内では613人となっています。
- 理学療法士と作業療法士がそれぞれ200人を超えていますが、言語聴覚士については、まだ配置数は少ない状況です。また、介護保険施設や居宅サービス事業所に勤務している割合が高く、地域密着型サービスでは、リハビリテーション専門職はほとんど配置されていません。

■ 介護保険施設等勤務のリハビリテーション専門職（常勤換算数） (人)

	施設サービス	居宅サービス	地域密着型サービス	計
理学療法士	73	230	10	313
作業療法士	118	160	4	282
言語聴覚士	11	7	0	18
計	202	397	14	613

資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査2018(H30)」

- 高齢化の進行や医療技術の進歩、急性期から回復期等を経て在宅にまで至る医療連携体制の構築、介護保険制度における自立支援・重度化防止の取組強化などにより、リハビリテーションについては、ますます注目されるようになっていきます。
- 県内では、理学療法士、作業療法士の養成施設として、県立保健医療大学及び山形医療技術専門学校（高度専門士認定）が設置されており、質の高いリハビリテーション専門職の養成を推進しております。
- 県は、市町村が実施する自立支援型地域ケア会議にリハビリテーション専門職等を派遣し、高齢者の生活の質の向上に資する助言を行っています。
- 市町村が実施する「地域リハビリテーション活動支援事業」では、リハビリテーション専門職等を活かし、地域における介護予防の機能強化に繋がる取組みを推進しています。

課題

- 自立支援・重度化防止には、リハビリテーション専門職の専門性が不可欠であり、地域の中で、そのニーズがますます高まっています。
- 自立支援型地域ケア会議の場において、助言者として参加する多職種と専門性を共有し、助言の質を高めることが、高齢者の生活の質の向上につながります。

深化・推進のポイント

- リハビリテーション専門職の資質向上と多職種連携による資質向上

施策の推進方向

- 県は、地域における高齢者の自立支援・重度化防止に向け、リハビリテーション専門職の専門性を活かした取組みを推進します。

- 県は、市町村による多職種が参加する自立支援型地域ケア会議の開催支援を通し、リハビリテーション専門職の多職種連携による資質向上を図ります。

⑤ 管理栄養士・栄養士

現 状

- 2018 (H30) 年度の管理栄養士等の配置状況については、行政機関（県・市町村）71人、また、介護保険施設及び居宅サービス等の事業所には245人となっています。
- 健康寿命の延伸を図るうえで、生活習慣病予防・重症化予防対策はますます重要なものとなっており、健康づくり、介護予防の観点から管理栄養士等の役割は高まっています。
- また、在宅療養者や在宅における要介護者の生活の質を高めるため、個人の身体状況、栄養状態に応じた栄養管理指導を行う専門家として、管理栄養士等への期待も大きくなっています。
- 県は、市町村が実施する自立支援型地域ケア会議に管理栄養士等を派遣し、高齢者の生活の質の向上に資する助言を行っています。
- 2014 (H26) 年に開学した県立米沢栄養大学では、栄養の専門知識と技術を持った管理栄養士の養成が行われています。

■ 行政機関・介護施設等に勤務する管理栄養士等 (人)

	行政機関	介護保険施設・事業所			計
		施設サービス	居宅サービス	地域密着型サービス	
管理栄養士	59	126	47	16	189
栄養士	12	27	27	2	56
計	71	153	74	18	245

出典：健康づくり推進課、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査(2018 (H30))」

課 題

- 市町村における健康増進事業や食育の推進、特定保健指導、介護予防事業などを推進するうえでは、高度な専門知識を持った質の高い管理栄養士等の配置は必要です。しかし、市町村における管理栄養士等の配置状況は35市町村中28市町村にとどまっており、全市町村に配置されている状況ではありません。
- 特定給食施設の設置者は、健康増進法に基づき管理栄養士等を配置するよう努めることとされていますが、配置率は2019 (R1) 年度で75.9%にとどまっています。
- また、在宅療養者の増加に伴い、適切な栄養管理を実施するための支援が課題となっており、多職種連携、特に口腔ケアに係る歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士などの職種と連携体制を強化していく必要があります。
- 県立米沢栄養大学に設置されている「地域連携・研究推進センター」は、地域社会の諸課題について、栄養や健康の視点から発見と解決を図ることが期待されています。

深化・推進のポイント

■ 管理栄養士等の確保と資質向上

施策の推進方向

- 県は、栄養・食生活の改善や生活習慣病の予防及び重症化予防など、効果的な保健指導を実施するため、市町村における管理栄養士等の人材確保を推進します。
- 県は、多職種との連携可能な管理栄養士を育成し、在宅高齢者の健康状態の改善につながる取り組みを進めます。
- 県立米沢栄養大学は、県民の健康で豊かな暮らしに役立つ人材の育成を図るとともに、栄養と健康に関する研究を通し、地域社会への貢献を果たします。
- 県は、給食施設における栄養管理の一層の徹底を図るため、管理栄養士等の未設置施設の解消を促進します。

(3) ロボット・ICT導入の推進

現 状

- 介護人材が不足する中、介護ロボットやICT等の活用促進を図ることが重要となっています。
- 2018(H30)年度の介護報酬改定では、特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に夜勤職員配置加算がなされることになり、介護ロボットの活用が促進されています。
- 県ではこれまで、福工連携による安心介護モデル創出事業を実施し、福祉用具等の開発やICT技術の活用及び介護ロボット等の導入により、介護職員の負担軽減を図る県内企業や介護事業所等への支援を実施してきました。
- また、2020(R2)年度は、新型コロナウイルス感染症の発生により、感染予防のための取組み等が求められるなど、介護事業所職員の業務負担が増えている現状を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット導入やICT技術の活用により介護職員の負担軽減を図る介護事業所等へ導入経費補助による支援を実施しています。

課 題

- 介護ロボットについては、価格面や定着までの新たな業務の負担などが導入への阻害要因となっています。ICTの導入については、価格面やICTへの苦手意識、定着までの新たな業務の負担などが普及への阻害要因となっています。
- また、運用に対する費用対効果、現場での実用性の面から、導入後使用されなくなっていることもあります。
- 介護ロボットやICTを導入するにあたり、介護事業所等での準備不足、活用に対する知識不足等の受け入れる環境が整えられていない場合があります。

深化・推進のポイント

- 介護ロボット、ICTの導入促進

施策の推進方向

- 県は、介護ロボット及びICTの導入を引き続き支援し、介護職員の負担軽減に繋がる好事例を県内に普及します。
- 県は、介護の現場に介護ロボット及びICTを導入して業務の効率化を図り、働きやすい職場づくりを推進することで、介護人材の定着、新規参入を促進するため、導入に係る経費の一部を支援します。
- 県は、ICT等の導入の先事例について、活用効果・課題等を広く事業所等で共有するとともに、専門家との意見交換等により事業ニーズを掘り起こし、介護現場の新たなサービスの創出に繋いでいきます。